

ワンタッチ・エクスプレス送金サービス利用規定

1. 適用範囲

- (1) SBJ 銀行(以下「当行」といいます。)が提供するワンタッチ・エクスプレス送金サービスについては、この規定により取扱います。
 - ① 外国向送金取引
 - ② 韓国にある他の金融機関にある、あらかじめ登録された受取人の預金口座への当行所定の外貨建送金取引
 - ③ その他前各号に準ずる取引
- (2) 本規定に定めのない事項については、外国送金取引規定、普通預金規定(本規定と合わせて以下「本規定等」といいます。)を適用、または準用するほか、関係諸法令、韓国の慣習、関係者所定の手続き等に従って取扱います。なお、本規定に定めがある事項については、本規定以外の規定等に優先して本規定を適用します。

2. 定義

- (1) 「ワンタッチ・エクスプレス送金サービス」とは、SBJ ダイレクト契約中のお客さまに提供する、当行モバイルアプリより、あらかじめ登録された他の金融機関の受取人への外国向送金取引及びこれに付随するサービスをいいます。
- (2) 外国向送金取引とは、送金依頼人の委託にもつぎ、当行が行う韓国の金融機関にある、あらかじめ登録された受取人の預金口座に一定額を入金をすることを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信することをいいます。
- (3) 支払指図とは、送金依頼人の委託にもつぎ、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。
- (4) 受取人取引銀行とは、受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。
- (5) 関係銀行とは、受取人取引銀行および送金のために、以下のことを行う他の金融機関をいいます。
 - a. 支払指図の仲介
 - b. 銀行間における送金資金の決済
- (3) ワンタッチ・エクスプレス送金サービスの申込み
- (1) ワンタッチ・エクスプレス送金サービスをご利用になるには、あらかじめ当行に当行所定のお客さま情報の届け出が必要です。受取人の登録は1人あたり3先を上限とし、お客さまからの当行所定の方法による申込みを当行が審査のうえ承諾した時点で成立します。
- (2) ワンタッチ・エクスプレス送金サービスをお申込できるお客さまは、SBJ ダイレクト契約中の個人のお客さまとします。ただし、当行が別途提供する、エクスプレス送金サービスをご利用のお客さまはご利用いただけません。受取人の登録申請は、当行所定の方法による申込みを当行が審査のうえ承諾した時点で完了します。
- (3) 受取人等の登録内容の変更にあたっては、当行モバイルアプリより、当行所定の方法でお申込みいただき、審査の上承諾した時点で受取人等の変更が成立します。
- (4) 当行がお客さまの申請を承諾し登録を行った場合でも、次条に定める取引制限(以下「取引制限」といいます。)等により、その登録内容に従い送金できない場合があります。

4. 取引制限

- (1) 次の各号に定める海外送金取引は、一切取扱いません。
 - ① 外国為替関連法令によって禁止されるもの。
 - ② 外国為替関連法令によって関係当局等の事前の許認可、承認、届出、登録等を要する等、海外送金取引に際し当行にてその完了の確認を行うべき制限を課されたもの。
 - ③ お客さまが第三者のためにその第三者に代わって送金依頼を行うもの。
 - ④ 取引制限に違反するもの。
- (2) 当行は、ワンタッチ・エクスプレス送金サービスについて、お客さまに事前に通知することなくいつでも、各種の制限を設定し、また、設定した制限を変更することがあります。当該制限には、前条第1項および第3項に定める審査に係る条件のほか、受取国、送金通貨ならびに1回、1日、1ヶ月および1年あたり等の送金限度額を含みます。
- (3) 第1項・年別の送金額の上限は、当行所定の方法により決定します。

5. 送金依頼

- (1) お客さまの送金依頼は、当行モバイルアプリ上で、当行所定の方法により行われるものに限って取扱うものとします。
- (2) 送金依頼は、当行がこれを承諾し、次の各号の各事項が全て完了した時点で当行にてこれを受け付けるものとし、これにより外国向送金取引が成立するものとします。
 - ① 当行が確認を求めた事項において、全てが確認されていること。
 - ② 当行が、次条の規定に従い、お客さまの口座からの振替により所定の金額を受領したこと。
 - ③ 当行が送金依頼を受付けた場合でも、お客さまへの連絡は行いません。送金の完了については、当行モバイルアプリ上で、当行所定の方法により、送金処理番号その他の海外送金取引の内容を表示します。
- (4) 一旦受付けた送金内容の変更は、お取扱いません。

6. 送金資金等の支払い

- (1) 送金依頼にあたっては、送金資金のほか、当行所定の送金手数料その他外国向送金取引に関して必要となる手数料・諸費用(送金資金と合わせて以下「送金資金等」といいます。)を、日本円でお支払いいただけます。この支払いは、お客さまの払戻請求書なく普通預金口座からの振替によるものとし、現金によるお支払はできません。

7. 送金委託契約成立と解除等

- (1) 送金委託契約は、ワンタッチ・エクスプレス送金サービスの申込受付を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。申込した送金資金等の金額(当行手数料相当額を除く)が、あらかじめ決められた送金限度額を超過する場合は、送金委託契約は成立しません。
- (2) 第1項より送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど、送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止等が発生し、またそのおそれがあるとき
 - ③ 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- (3) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等は、お客さまからの入金依頼なく普通預金口座に入金します。この場合、送金資金等のうち、送金資金以外の送金手数料その他の手数料・諸費用は返金しません。また、この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 第2項による解除の場合、送金資金等は普通預金口座に入金しますが、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 支払指図の発信

当行が送金依頼を受付けた場合は、遅滞なく送金依頼の内容に従い、当行が適当と認める方

法により支払指図を発信します。

9. 受取金額・受取方法

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、韓国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うものとします。

① 韓国ウォン以外の通貨

② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

10. 解約、ワンタッチ・エクスプレス送金サービスの取扱い停止

- (1) 当行は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、お客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、直ちにお客さまのワンタッチ・エクスプレス送金サービス契約の解約または送金サービスの全部もしくは一部の停止を行うことができます。
 - ① ワンタッチ・エクスプレス送金サービスの継続が、外国為替関連法令に違反する場合もしくはその虞がある場合、または同法令に照らして不適切である場合
 - ② お客さま情報の内容が事実と異なる場合、またはお客さま情報に変更があった場合
 - ③ お届け先の住所に発送した書類が未着だった場合、お客さまと連絡をとることができない場合、または、第13条に基づく当行の確認依頼に対するお客さまの対応が遅延もしくは不適切である場合
 - ④ 本規定等または取引制限(いずれもお客さまのワンタッチ・エクスプレス送金サービスの申込後に変更されたものを含みます。)に違反する場合
 - ⑤ 受取人の登録が取消された場合、またはその登録の取消事由が発生した場合
 - ⑥ 前各号のほか、本項に基づく対応を適切とする相当の事由のある場合
- (2) 当行は、お客さまが登録した受取人について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法により、直ちにその受取人の登録を取消することができます。
 - ① 受取人の登録の継続が、外国為替関連法令に違反する場合もしくはその虞がある場合、または同法令に照らして不適切である場合
 - ② 登録事項が事実と異なる場合または登録事項に変更があった場合
 - ③ 本規定等または取引制限(いずれもお客さまのワンタッチ・エクスプレス送金サービスの申込後に変更されたものを含みます。)に違反する場合
 - ④ 前各号のほか、本項に基づく受取人の登録の取消しを適切とする相当の事由のある場合
- (3) 当行は、第1項に基づき行ったお客さまのワンタッチ・エクスプレス送金サービスの停止については、当行が適切と認める時期にいつでも、当行所定の方法により、これを解除することができます。
- (4) 当行は、前3項に定める措置を実施した場合は、当行所定の方法によりお客さまにお知らせします。
- (5) ワンタッチ・エクスプレス送金サービスの解約または受取人の登録削除を希望する場合は、当行所定の方法により当行に申出てください。

11. 取消

- (1) 一旦受付けた送金について発信前の取消は、お取扱いません。
 - ① 送金発信後、送金が到着しない場合の取消の依頼にあたっては、当行モバイルアプリより、当行所定の方法でお申込みください。この場合、当行所定の本人確認資料ならびに保証人を求めることがあります。
 - ② 当行が取消の依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、取消依頼書の内容に従って、取消の指図を発信するなど、遅滞なく取消に必要な手続きをとります。
 - ③ 取消を承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、送金資金等はお客さまからの入金依頼なく普通預金口座に入金します。この場合、送金資金等のうち、送金資金以外の送金手数料その他の手数料・諸費用は返金しません。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の取消の依頼にあたっての取消依頼書の取扱および返戻金の返却の取扱については、第7条第4項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する取消は、関係銀行による取消の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. 災害等による免責

- 次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害、事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等やむをえない事由により生じた損害
 - ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた障害
 - ③ 関係銀行が韓国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
 - ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
 - ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
 - ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
 - ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

13. 当行による確認

当行は、お客さま、受取人、送金依頼、外国向送金取引等について外国為替関連法令に基づく確認が必要な場合、その他当行が必要と認める場合は、いつでも当行が指定する(証明)書類の提出、情報の提供等を求めることができます。

14. 譲渡、買入れの禁止

海外送金取引に基づくお客さまの権利は、譲渡、買入れることはできません。

15. 準拠法

本規定の準拠法は日本法とします。

16. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上



2025年10月22日現在